

この部分が現行基準からの変更点

		非裁判員裁判事件	裁判員裁判事件	
基礎報酬	基本	103,000円	230,000円	
	特則	加算	複数の被害者参加人に1名の参加人弁護士が選定されたときは加算 基礎報酬×[1+(被害者参加人の数-1)×0.5]	
		減算	一定の事由がある場合には、 基礎報酬の50%	一定の事由がある場合には、 基礎報酬の25%
通常報酬	実質公判期日加算	審理時間	1回目	2回目以降
		45分未満	0円	5,000円
		45分以上 2時間30分未満	5,000円	8,000円
		2時間30分以上 4時間30分未満	11,600円	16,600円
		4時間30分以上	18,300円	25,300円
	判決宣告期日等加算	3,000円		
	公判前整理手続等対応加算	公判前整理手続期日ごとに、検察官との打合せ・協議を行った場合に加算 (被害者参加弁護士が検察官との打合せ・協議を行った1回分の公判前整理手続期日は除く。) 4,000円		
	評議対応加算	3,000円		
	委託事項が限定される場合の減算	○ 委託事項が1つ限定されるごとに公判加算を5%減額 ○ 公判期日への出席が委託されなかった場合には、公判加算はしない。		
	加算	遠距離打合せ・協議等加算	直線片道25km以上の移動につき4,000円 直線片道50km以上の移動につき8,000円	
費用	記録謄写費用	原則200枚超につき1枚20円(例外規定あり)		
	①遠距離打合せ・協議等交通費及び ②遠距離打合せ・協議等宿泊料	① 通常経路の実費額or直線距離キロ数×定額		
		① ガソリン代は、特別な事情のある場合に限り、一定限度で支給		
		② 甲地8,500円 乙地7,500円		
	公判期日への出席のための旅費、日当及び宿泊料	旅費及び宿泊料については、遠距離打合せ・協議等交通費及び遠距離打合せ・協議等宿泊料に同じ		
通訳人費用	請求額(ただし基準額あり)			
訴訟準備費用	3万円を上限とする実費額(費目限定)			